

新栄テクノ株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 13 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。（次世代法の目標）

- 令和 8 年 10 月～ 従業員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和 9 年 3 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内報などによる全従業員への周知

目標 2：長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。（次世代法の目標）

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 所定外労働時間の現状を把握する。
- 令和 8 年 12 月～ 業務改善（作業の効率化及び不要な業務の洗い出しについての検討）により長時間労働の削減を図る。
- 令和 9 年 2 月～ 計画的に有給休暇を設定するよう定期的に周知し、取得を促進する。

目標 3：採用者に占める女性の割合を 30%以上とする。（女性活躍推進法の目標）

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 女性の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する。
- 令和 8 年 12 月～ 女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等を実施する。

目標 4：有期雇用労働者・パートタイマーの正社員への転換を図る。（女性活躍推進法の目標）

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 社員一人一人の希望を把握する。
- 令和 8 年 12 月～ 制度を導入し、個別面談を実施する。